

福岡県森林環境税検討委員会関係規程

福岡県森林環境税条例	・ ・ ・ ・ ・	P 1
福岡県森林環境税基金条例	・ ・ ・ ・ ・	P 2
福岡県森林環境税検討委員会設置要綱	・ ・ ・ ・ ・	P 3
福岡県森林環境税検討委員会の公開に関する要領	・ ・ ・	P 4

福岡県森林環境税条例

平成18年12月27日 福岡県条例第62号
改正 平成24年 3月28日 福岡県条例第 7号
改正 平成24年12月28日 福岡県条例第72号
改正 平成29年10月 6日 福岡県条例第27号

(課税の目的)

第1条 県は、県民が享受している水源のかん養、土砂災害等防止、地球温暖化の防止等森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例として森林環境税を課する。

(定義)

第2条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第4条第1項の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第20条の6の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第20条の12の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第20条の12第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「福岡県森林環境税条例（平成18年福岡県条例第62号）第4条第1項」とする。

(基金への積立て)

第5条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、福岡県森林環境税基金（福岡県森林環境税基金条例（平成18年福岡県条例第64号）に基づく福岡県森林環境税基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(個人の森林環境税に関する経過措置)

2 第3条の規定は、施行日の属する年度以後の年度分の個人の県民税の均等割の税率について適用し、施行日の属する年度前の年度分の個人の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(法人等の森林環境税に関する経過措置)

3 第4条の規定は、施行日以後に開始する事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法（昭和25年法律第226号）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率について適用し、施行日前に開始した事業年度若しくは連結事業年度又は地方税法第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率については、なお従前の例による。

(検討)

4 知事は、この条例の施行後15年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘察し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(特例)

5 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第3条の規定の適用については、同条中「第20条の6」とあるのは「付則第6条の2第4項」と、「同条に定める額」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第20条の6に定める額」とする。

○福岡県森林環境税基金条例

平成十八年十二月二十七日

福岡県条例第六十四号

福岡県森林環境税基金条例をここに公布する。

福岡県森林環境税基金条例

(設置)

第一条 森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、荒廃した森林の再生等を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県森林環境税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、福岡県森林環境税条例(平成十八年福岡県条例第六十二号)第五条の規定により基金に積み立てる額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、福岡県森林環境税条例の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二〇年四月一日)

福岡県森林環境税検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 福岡県森林環境税条例（平成18年福岡県条例第62号。以下「条例」という。）附則第4項に規定する森林環境税について具体的な検討を行うとともに、森林環境税による事業の内容を県民に明らかにし、その透明性を確保するため、福岡県森林環境税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福岡県森林環境税の在り方についての検討
- (2) 福岡県森林環境税及び国の森林環境譲与税（仮称）による事業についての提言
- (3) 福岡県森林環境税及び国の森林環境譲与税（仮称）による事業実績の評価
- (4) 森林づくり活動公募事業の企画書の審査・推薦
- (5) その他目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、農林水産部長の要請により委員長が招集する。ただし、委員の改選以降最初に開かれる会議は、農林水産部長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、農林水産部林業振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年10月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

福岡県森林環境税検討委員会の公開に関する要領

第1 趣旨

この要領は、福岡県森林環境税検討委員会設置要綱（平成28年10月6日施行。以下「設置要綱」という。）に基づき、福岡県森林環境税検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開

委員会の会議は、原則として非公開とする。

第3 報道機関の取材

報道機関の取材は、冒頭の委員長挨拶までとする。なお、取材中は第5の規定に従うものとする。

第4 取材手続

- 1 報道機関の取材申込みは、会議開始30分前から会場において受付し、会議開始予定時刻まで行うこととする。なお、中途入場は認めないものとする。
- 2 会議を取材しようとする者（以下「取材者」という。）は、受付で必要事項を記帳し、係員の指示に従い席に着くものとする。

第5 取材者の遵守事項

取材者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は静粛に傍聴するものとし、会場内での発言、拍手その他の方法による公然たる賛否の表明、その他委員会の会議を妨げる行為をしないこと。
- (3) 会場内での飲食、喫煙、携帯電話の使用等、会議の秩序を乱す行為をしないこと。

第6 退場措置

取材者が第5の規定に違反した場合は、委員長は退場を命ずることができる。

第7 取材要領

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、委員長は、別途作成した取材要領を取材者に配付することとする。

第8 委員会開催の周知

「福岡県森林環境税検討委員会開催のお知らせ」を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーに配架することとする。また、県のホームページにて公開することとする。なお、報道機関にも開催に関する情報を提供することとする。

第9 議事録等の公開

会議の資料及び議事録の概要は、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供することとする。また、県のホームページにおいて公開する。

第10 委員長の措置

この要領に定めるもののほか、委員長は、委員会の円滑な審議を確保するため、随時必要な措置をとることができる。

附則 この要領は、平成28年10月6日から施行する。

附則 この要領は、平成30年5月23日から施行する。